

山口市監査委員 入 江 幸 江
同 石 高 雅 美
同 西 村 伸 博

平成28年度定期監査（後期）の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

1 監査の対象及び期間

対象所属	実施期間	対象期間
経済産業部 農林政策課 農林整備課 徳地農林振興事務所 阿東農林振興事務所 南部農林振興事務所 水産港湾課	平成28年10月1日 ～平成28年10月31日	平成27年度
健康福祉部 高齢福祉課 介護保険課 障がい福祉課 保険年金課 指導監査室	平成28年11月1日 ～平成28年11月30日	
都市建設部 都市整備課 道路河川管理課 道路河川建設課 地籍調査課 徳地土木事務所 阿東土木事務所	平成28年12月1日 ～平成28年12月28日	
総務部 防災危機管理課 職員課 契約監理課 情報管理課 市民税課 資産税課	平成28年12月28日 ～平成29年1月31日	

対象所属	実施期間	対象期間
環境部 環境政策課 環境衛生課 清掃事務所	平成29年1月30日 ～平成29年2月28日	平成27年度
ふるさと創生部 創生推進課 スポーツ交流課 小郡ふれあいセンター 地域生活部 協働推進課 大海総合センター 定住促進課 都市政策部 交通政策課 中心市街地活性化推進室	平成29年3月1日 ～平成29年3月31日	

2 監査の方法

財務に関する事務について関係書類等を照合するとともに、必要に応じて関係職員から実情を聴取し実施した。

3 監査の結果

各種の財務に関する事務は、概ね適正に執行されているものと認めた。

しかしながら、以下の件については、早急に改善されるよう強く要望します。

- ・文書事務、会計事務及び契約事務において、軽易な誤りが多くみられる状況が続いていることから、チェック機能の組織的な構築を図り内部統制体制を確立されること
- ・契約事務について、共通する業務については統一的な仕様書を作成され、適正な事務処理に努められること
- ・調定事務について、不明確な様式による決裁区分の誤認識が多く見受けられることから、取扱いについて周知されること